

平成22年度

播磨ゆめづくり塾 塾生を募集します

▼申込み・問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

ふれあいエコアップ塾

塾長 藁科 文雄



「次世代に誇れるものを残すために」

当塾は4年目の活動となります。播磨町では都市化が進み、自然環境が大きく変化し、次世代にこの自然を少しでも多く残したいと考えて播磨町の多世代の方とふれあいながら楽しみながら体験型のエコアップ(自然修復)活動を展開しています。

昨年度は、水辺のエコアップのネットワークの協働と構築、環境問題を焦点に父親の子育て参加の促進、更に学社融合や活動を通して次世代の



活力あるハリマ創り塾

塾長 黒田 吉人



近年の私たちが取り巻く気象の変化による自然災害の増加は、地球規模で加速する温暖化が起因しているといわれ、その対策に一人ひとりの参加が求められています。

「活力あるハリマ創り塾」では本課題への対策活動を通じて、急速に増加する現役リタイア組の活躍の場づくりを目指し、仲間を募集しています。

具体的活動内容

1. 住民啓発活動
 - ① 温暖化対策チャレンジ25に向けた取り組みを行います。夏祭り会場を活用し、パネル展示・生ゴミの堆肥化デモ展示・木質クラフト工作を行います。
 - ② 「グリーンカーテンを拡げる会」を創設し、写真展などの開催を通じて定着・普及活動を行います。
 - ③ 「夏休み子どもエコ教室」の実施
2. 循環(低炭素)型社会を目指す取り組み
- ① 不耕作地で農産物・花の栽培



企画グループにご連絡をいただきます。ご希望の塾の塾長から折り返し連絡をします。

「心」そだち場楽習塾

塾長 守田 連雲子



温かい地域社会を目指して

「愛」について考へ、身近なことから実行してみませんか、をテーマに5年目になりました。

あなたの周りの方々は幸せそうですか。笑顔がありますか。その笑顔や喜び、またある時は悲しみに参加してともに生活しているでしょうか。世代を超えて互いに意識して「愛」を培いましょう。「おはようさん」「お元気」「どうしたの?」「何か手伝えることある?」「ごめんね」など、会釈だけでも明るくなります。そして勇気を出して「ありがとう」と精一杯伝えましょう。

私たちも活動を通して皆さんの「愛」をいただきました。「元気の源になりました」「ありがとうございました」活動の中心に地域医療者からの愛のメッセージ(夢つうしん)があります。「命と育ち」に直接結びつき子どもたちを心身ともに健やかに育て、親や看護者の危機管理能力を高める具体的なアドバイスが内



容です。子育て中の家庭に、また、それを支える関係者にこれからも届けたいです。募集しています。

○日中ご家庭で親子・祖父母方と過ごしている3歳の子どもたち、週1回、主に金曜日(午前中)親子で集いませつか。お友達が待っています。

○地域医療者からの「愛」のメッセージを届ける活動を継続するため、「知恵と協力を」を提供くださる方または団体を。繋いでいきたいと思います。

国民年金 カラ期間にご注意ください

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4740

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から月額6万6千8百円の老齢基礎年金が支給されます。

よく、「老齢基礎年金を受けるのに加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話を耳にします。ここで大切なのが「カラ期間」を生かすことです。

老齢基礎年金を受けるためには、25年以上の期間が公的年金制度の保険料を納めた期間が、国民年金の保険料を免除された期間であることが必要です。この25年には、カラ期間も含まれることになってきます。

退職カラ期間とは

このカラ期間は、上記の25年の資格期間に算入されませんが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれます。

このカラ期間の主なもの、原則、昭和36年4月以後の20

本人の申出が必要です

ただし、これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、ご本人の申出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性がある期間をもっていると思われる方は、年金事務所における旨を申し出て、相談してください。

また、カラ期間がないために25年の資格期間を満たせな

任意加入についても、保険年金グループまたは年金事務所にご相談ください。

また、年金の相談については、電話による「ねんきんダイヤル」を利用することもできます。これを利用すると、一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます。

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4740
ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

タウンミーティング

町長と 語ろう

▼問い合わせ

企画グループ
☎079(435)0356

テーマ「活力あるまちづくり」



4月16日(金) 15:30~16:40
播磨町漁業協同組合 参加者7人

Q 浜手は昔のままのように思えるが

A 昨年には新島球場のトイレ・駐車場整備などを行った

Q 古宮についてはどうか

A ダイワボウの社宅跡地に170軒ほどの宅地が分譲される。それに伴う周辺の整備も行っていく。浜幹線事業も積極的に用地買収を進めている。また地区内の水路整備も実施する

Q ダイワボウの辺りにもう工事をしているみたいだが

A 秋頃から分譲するようだ。名前もレイクタウンと聞いている。地区計画で、ゆとりのある良好な町並み・景観を維持する。また、浜幹線事業と同時に大池周辺の整備も考えている。浜幹線が開通すれば周辺は変わると思う

Q 浜幹線は一度に工事はできないのか

A 3つくらいに分けて進めるにはどうすればよいと思うか

Q 浜手は昔のままのように思えるが

A 町も特産品をアピールできないかと思っている。播磨町で獲れるもので来町者や住民が何か楽しめるものができればと思う。昼食やお土産を購入する場所があまりないと聞いている。博物館の来館者、ホテルの宿泊客に漁業組合として海産物で食事を提供してはどうか

Q 時期が限られる。またノリやワカメの保存は冷蔵に電気がかかる。ワカメ、タコ、ノリ、アナゴがあるが年間を通してやらないと赤字になる。魚料理を提供する店があっても漁協が提供するのはいい、漁協が運営するのは難しい

A 播磨町商工会がコーディネートし、播磨町の野菜や漁業組合からの魚をうまく組み合わせ利用することが出来ればよいと思うが

Q ノリ、ワカメをもっとPRしてほしい

R してほしい

A 播磨町のノリはおいしいと思う。ワカメを播磨町の特産品として展示している

Q ぜひ販売して欲しい

A 播磨町の特産品として干しダコやノリの他にも研究していきたい

Q 町民はどれだけよい魚が獲れているのか知らないと思う。町もPRを考えてほしい

A いかんPRするか検討する。健康福祉フェアなどはすぐく人が集まるのでよいPRになると思う

Q 給食の先生がノリの手漉き体験をさせてほしいと言っている。手間がかかるが。今年も子どもたちにノリ工場の見学をさせた

A 体験は子どもたちが地元産業を知るによいと思う。親子でも体験できるようにしたいと思うが

Q ノリは土、日曜日でもしている。ただ、一人ひとり用意しなければならぬので難しいかもしれない。人手が足りない。すぐ乾かないので持って帰れない

A 今少子化で1クラス30人弱。より多くの子どもたちが体験できるように考えてほしい

Q 今、給食にノリの他、年に1回タコ飯を出している。小学校だけなので量は多くない

A 播磨町でせっかくよい魚が獲れているのに機会がないために、よそからのものを食べているのもつらい

Q 来年から中学校給食もあるが。タコのシーズンなら使ってもらいたい。給食費は1日いくらくらいか

A 正式には決定していないが20円くらい。施設や調理代は町が出すので、材料費だけ負担してもらおう

Q 阿閉漁港の中のヘドロを取ってほしい。喜瀬川から泥と一緒に流れてきて、ちょうど西側で受ける形になる

A 持ち帰り検討する



テーマ「活力あるまちづくり」



4月20日(火) 16:00~17:10
JA兵庫南ふぁ～みんSHOP
播磨運営協議会 参加者12人

Q 播磨町の農業を活性化するにはどうすればよいと思うか

A ある企業が商工会の前で販売しているが、企業が農業に関わるのも一つの方策だと思う

Q 市街化区域は市街化を促進するための土地である。その中で農業を活性化するのは難しい。調整区域もほとんど転用されているが町の方針は

A 調整区域は明石側と加古川市寄りがあるが、北公園や大中団地のある一帯は県に申請して市街化区域に編入した。県の方針でこれ以上調整区域が減ることは無いと思う。播磨町の農家に積極的な後継者がある環境であれば違う展開もあるが、産業の人材育成に町がどこまで関与できるか

Q 短時間で大量の雨が降ると、水路から水が溢れ、田んぼに入り、ハウスが浸かってしまう

A 排水路から溢れたりしているところは町でも順次改良している。場所を確認し持ち帰り協議する

Q 草焼きなどの苦情を役場はどう対応しているのか

A 担当グループが出向いて伝えている

Q 以前、役場に遊休地を管理している人と農業をしたい人との貸し借りをしていた。しかし権利の問題から貸す側は慎重で、借りる側は無償貸与を希望している。町が仲介し規約や制度を作ってもえればありがたい

A 貸す側は無償でということをや承しているのか

Q 草を刈ったりするのはお金がかかる

A 無償で貸し借りをすることの斡旋なのか

Q 向きに考えたい

Q 加古川では営農組合が貸し借りの体制を整え契約書を作っている。町に考えてもらいたい

A そのような仲介なら町も可能かと思う。研究する余地があると思う

Q 給食への出荷で小さなものでも引き取ってもらいたいと話している

A 給食には地産地消で地元のものを使いたいと思う。今年度から中学校給食が始まるので可能なものは地元で提供してもらいたい。食材は町が責任を持って調達することになっているので、必要な量が町内でできれば安心して給食を提供できる

Q 大きななどの規格が厳しい。ある程度受け入れてくれないと難しい

A 教育委員会に伝えておく。大きさを選別するのはどうかと思う。変えることができるのではないかと

Q 助かっているのはごみ焼却。家の剪定したものを引き取ってくれるのはありがたい

A 今は農家で燃やせないのが運んでもらっている

Q マルチ(ビニール)は燃

Q 燃えるごみ

A 以前に出したら回収してくれなかった

A 大量だと業者と勘違いされているのかもしれない

Q 業者と個人との区別は

A 家庭菜園程度なら回収すると思う。小分けにしてみれば大丈夫だと思う。基準は袋に入るだけの量

Q 播磨町での区画整理は野添くらいではないか

A 古宮北区画整理事業があったが地権者の同意が得られず断念した。現在土山駅北は協議会も努力されているが...

Q 大池と山陽電車の間で大きな開発をしている。浜幹線までの道が必要だと思うので農道を生かして町道に拡幅すればよい

A 浜幹線事業と同時に田中道については接するところは改良する。どこまで整備するのか、すくには結論を出していく。現在、町の最優先課題はまず浜幹線を開通させること。東西の交通をスムーズにさせて生活道路の中に通勤車が入り込まないようにする。その様子を見ながら南北の道路を考えていきたい

Q 野焼きをすると、洗濯物などに臭いがついた、煙が部屋に入ってきたと言われる。もう少し理解があってもよいと思う

A 担当としては苦情があれば対応しなければならぬ。野焼きも禁止になった

Q 野焼きをすると、洗濯物などに臭いがついた、煙が部屋に入ってきたと言われる。もう少し理解があってもよいと思う

A 農業施策として可能性があるのは播磨町の特産品を新たに生み出すことではないかと思う。町としては支援しPRしたいと思っている

Q 無償で貸し借りをすることの斡旋なのか

A 土に触りたいという人もたくさんいると思う。斡旋が無償同士で出来るなら町も前

Q 燃えるごみ

A 以前に出したら回収してくれなかった

A 大量だと業者と勘違いされているのかもしれない

Q 業者と個人との区別は

A 家庭菜園程度なら回収すると思う。小分けにしてみれば大丈夫だと思う。基準は袋に入るだけの量

Q 播磨町での区画整理は野添くらいではないか

A 古宮北区画整理事業があったが地権者の同意が得られず断念した。現在土山駅北は協議会も努力されているが...

Q 燃えるごみ

A 以前に出したら回収してくれなかった

A 大量だと業者と勘違いされているのかもしれない

Q 業者と個人との区別は

A 家庭菜園程度なら回収すると思う。小分けにしてみれば大丈夫だと思う。基準は袋に入るだけの量

Q 播磨町での区画整理は野添くらいではないか

A 古宮北区画整理事業があったが地権者の同意が得られず断念した。現在土山駅北は協議会も努力されているが...

国民健康保険税のこと、ご存知でしょうか？

ご自身が加入している国民健康保険の保険税(保険料)のこと、どのくらいご存知でしょうか？保険税額がどのように決められるのか、保険税の納め方や減免などをお知らせします。個々のケースにあわせた保険税についての問い合わせは、税務グループにお尋ねください。

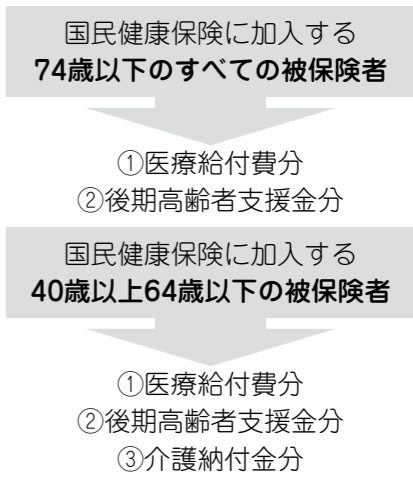
▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

保険税の税率

①医療給付費分の税率は、必要な医療費の額などを基に決められます。
②後期高齢者支援金分と③介護納付金分の税率は、社会保険診療報酬支払基金に対しての、後期高齢者支援金など介護納付金の納付に要する費用などを基に、決められます。
どちらとも、毎年見直しを行っています。また、保険税の一人当たりの負担額については、基金(貯金)の取り崩しや一般会計からの繰り入れ

国民健康保険税の内訳と対象者

国民健康保険は、
①医療給付費分 ②後期高齢者支援金分
③介護納付金分
という3種の保険税の合計額で成り立っています。3種の保険税は、それぞれ納める人が次のように異なります。



表① 平成22年度国民健康保険税の税率

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分			
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度		
①所得割	7.90%	7.90%	④所得割	2.00%	2.00%	⑦所得割	2.40%	2.40%
②均等割	27,600円	27,600円	⑤均等割	6,800円	6,800円	⑧均等割	13,200円	13,200円
③平等割	22,800円	22,800円	⑥平等割	5,400円	5,400円			
課税限度額	470,000円	500,000円	課税限度額	120,000円	130,000円	課税限度額	100,000円	100,000円
①所得割：被保険者の21年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額			④所得割：医療給付費分と同様に計算し、2.00%をかけた金額		⑦所得割：医療給付費分と同様に計算し、2.40%をかけた金額			
②均等割：被保険者1人につき27,600円			⑤均等割：被保険者1人につき6,800円		⑧均等割：被保険者1人につき13,200円			
③平等割：1世帯につき22,800円			⑥平等割：1世帯につき5,400円		1年間の保険税額=⑦+⑧ (最高10万円)			
1年間の保険税額=①+②+③ (最高50万円)			1年間の保険税額=④+⑤+⑥ (最高13万円)					

※医療給付費分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者の方に課税されます。
※介護納付金分は、40歳~64歳の被保険者の方のみ課税されます。

非自発的な理由(解雇、会社倒産など)で退職した人の保険税が軽減されます

非自発的な理由(解雇・会社倒産・雇い止めなど)により退職し、国民健康保険に加入した人について、申告により国民健康保険税を軽減する制度が、平成22年4月1日より始まりました。

▼対象となる人

次のすべての条件に該当する人が対象となります。
①平成21年3月31日以降に退職した
②退職日において65歳未満である
③雇用保険の特定受給資格者または特定理由退職者(雇用保険受給資格者証に記載されている退職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか)である

※特例受給資格者および高齢受給資格者の人は対象外です。

▼軽減の内容

前年の給与所得を100分の30として、所得割額の算定と均等割額および平等割額の軽減判定を行います。また、高額療養費等の所得区分の判定に

ついても、前年の給与所得を100分の30として行います。

▼軽減される期間

軽減の対象となる期間は、退職の翌日から翌年度末までです。平成21年3月31日から平成22年3月30日までの間に退職された人については、平成22年度に限り軽減されます。国民健康保険に加入中は、途中で再就職しても引き続き対象となりますが、会社の社会保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

▼申告の手続き

申告は税務グループで受け付けますので、次の物を持って窓口までお越しください。
【持参するもの】

- ①国民健康保険被保険者証または納税通知書
- ②雇用保険受給資格者証
- ③印鑑

保険税の納め方

普通徴収 保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。
納期限は毎月末(12月は25日)で、その日が休日または土曜日の場合は、翌営業日となります。

特別徴収 国民健康保険に加入する65歳以上74歳未満の世帯主の方で、左記の①~④の全てに該当する方は、原則として年金から納めていただくこととなります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入している
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳未満である場合
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ④世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の半額を超えない場合

また、平成22年度中に75歳になる方については、後期高齢者医療保険に加入される年になりますので、納めすぎを防ぐために、国民健康保険税は、普通徴収に変更されます。

所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者(世帯主)と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養となつていて、給与や年金の支払報告書が提出されている

方は不要です。

所得の申告がなければ均等割額および平等割額の軽減が受けられませんので、ご注意ください。
便利な口座振替をご利用ください

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。郵便局でもご利用いただけます。

国民健康保険税についてのお問い合わせは税務グループまでお願いします
税務グループ
☎079(435)0358

保険税を滞納すると国民健康保険証をお渡しできなくなります

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、医療機関での診療時に資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続きをすることによって、医療費の7割分を請求することができます。

さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。

健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

後期高齢者医療制度

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078(326)2021

保険料額決定通知書を送付します

平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月9日頃送付します。後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりから保険料をお支払いいただきます。

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline 43,924円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline \left(\begin{array}{l} \text{平成21年1~12月の} \\ \text{総所得金額等} \end{array} \begin{array}{l} \text{※} \\ \text{— 330,000円} \end{array} \right) \times 8.23\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①+②} \\ \hline \text{22年度保険料額} \\ \text{(最高限度額)} \\ \text{50万円} \\ \hline \end{array}$$

保険料のお支払い方法

平成22年度の保険料のお支払いは、以下の2通りです。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。

また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

所得の低い方の軽減

以下の方は、平成21年中の所得に応じて平成22年度の保険料が軽減されます。

①均等割額 同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成21年中の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減割合 (軽減後の均等割額)
基礎控除額 (33万円)	被保険者全員の各所得が0円 (年金所得は控除額を80万円として計算)	9割(4,392円)
	上記以外	8.5割(6,588円)※
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数 (被保険者である世帯主を除く)		5割(21,962円)
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数		2割(35,139円)

※本来は7割軽減ですが、軽減措置により8.5割軽減となります。

②所得割額 所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合、収入金額が211万円)以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に被用者保険[全国健康保険協会(旧:政府管掌健康保険)、健康保険組合、共済組合など]の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、軽減措置により9割軽減されます。

◎次の場合はご相談ください

- ・災害で大きな損害を受けたとき
- ・所得の著しい減少があったとき
- ・他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき
- ・一定期間給付の制限を受けたとき

申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

7月16日頃に新しい被保険者証を送付します

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月16日頃に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成21年中の所得により算出された平成22年度の住民税課税所得と平成21年(1月から7月までは平成20年)中の収入額をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

表:医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位 [外来]	世帯単位 [入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% [44,400円]※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(※3)は、町の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得II」、「低所得I」以外の方
低所得II			24,600円	210円 [160円]※2	世帯員全員が住民税非課税で「低所得I」以外の方
低所得I	1割	8,000円	15,000円	100円	世帯員全員が住民税非課税で ○各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者

※1 []内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 []内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

- ※3 ○同一世帯に被保険者が一人の場合:被保険者の収入…383万円
- 同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の方がいる場合:被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計…520万円
- 同一世帯に被保険者が複数いる場合:被保険者全員の収入合計…520万円

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得I・IIに該当)の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月16日頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、保険年金グループに申請してください。

福祉医療制度

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の老人、障がい者(児)、乳幼児など、母子家庭、父子家庭、遺児の方に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

- 現在受給者証をお持ちの方については、6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する方には新しい受給者証(水色)を郵送します。
- 新たに対象となる方は、健康保険証・印鑑・平成22年度所得課税証明書(平成22年1月1日以降に転入された方)・障害者手帳(障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者)を持参の上、保険年金グループまで申請してください。

▶福祉医療制度一覧

老人医療費助成事業	
対象者	65歳以上69歳以下の者
所得制限基準	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の者 ※制度対象外となる非課税世帯で年金収入80万円超の者については、平成23年6月末まで経過措置あり
一部負担金	定率2割負担【所得を有しない者は1割負担】
負担限度額	低所得Ⅱの場合……外来 月額8,000円、入院 月額24,600円 低所得Ⅰの場合……外来 月額8,000円、入院 月額15,000円

障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業	
対象者	・障害程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障害者 ・知的障害者(療育A・B1判定) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象
所得制限基準	町県民税所得割税額23.5万円未満の者 ※制度対象外となる方で特別障害者手当の所得制限の基準に該当する者については、平成23年6月末まで経過措置あり
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担 【所得を有しない者は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 【経過措置対象者は、1日900円を限度に月2回(1,800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額月額2,400円)【所得を有しない者は、月額1,600円】 【経過措置対象者は、月額3,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし

乳幼児等医療費助成事業	
対象者	9歳に達する日以降の最初の3月31日まで
所得制限基準	所得制限なし
一部負担金	外来、入院共に一部負担金なし

こども医療費助成事業(新規)	
対象者	小学4年生から中学3年生まで
所得制限基準	町県民税所得割税額23.5万円未満の者
一部負担金	入院のみ 医療保険制度における自己負担額の1/3を助成 (病院窓口にて3割負担した後、申請により役場から償還払いとなります) ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし

こども医療費助成制度が創設されました。詳しくは次のページ(19ページ)をご参照ください。

母子家庭等医療費助成事業	
対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児
所得制限基準	児童扶養手当の所得制限を準用
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担 【所得を有しない者は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額 月額2,400円)【所得を有しない者は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降一部負担金なし

※所得を有しない者とは、町県民税非課税世帯で世帯全員の前年の所得がない方(年金収入が80万円以下かつ、所得がない方)です。

詳しくは保険年金グループにお問い合わせください。保険年金グループ ☎079(435)2581

播磨町子育て支援センター

- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)
☎079(437)4188
- ニッコの森支援センター(北部子育て支援センター)
☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362



北部子育て支援センター、南部子育て支援センターでみんなと一緒に遊びましょう。1歳児のお友達ようこそ。

1歳児親子講座

「ぐんぐん」

子どもたちの発達にあわせて遊びや、親子一緒に楽しめる体操など楽しみましょう。

また、今の時期に大切な事、子育ての知恵などもおしゃべりしながら交流したいと思います。

▼場所・時間
○北部子育て支援センター
毎月第3木曜日
午前10時～11時

○南部子育て支援センター
毎月第2木曜日
午前10時～11時

※変更の月もありますのでそれぞれの支援センターの掲示板をご覧ください。

▼対象 1歳児の親子

▼申込み・問合せ 事前に申込が必要で、電話または直接お申し込みください

北部子育て支援センター

☎078(944)0717

南部子育て支援センター

☎079(437)4188

子育てを漢字1文字で表すとしたら…

宮原茂さん(民生委員・児童委員)より

「援」 いつも、支援が必要ですが、抱っこしたり手をつないで歩くなど、子どもの温かさを感じます。

赤土実知子さん(民生委員・児童委員)より

「縁」 どちらも選んで親子になったわけではないが、一生切れないお付き合いを誕生して親が死ぬまで続けていくという関係は他にはありえないし、その親子関係が広がり続いていくから。

22年4月より新しく「こども医療費助成制度」が創設されました

この制度は、心身・体力などで節目となる前青年期から思春期に至る小学4年生から中学3年生までを対象に、子育て世代が安心して子育てできるよう、精神的・経済的負担の大きい入院医療を対象とし、医療保険における自己負担額の1/3を助成する制度です。

該当される方は領収書、健康保険証、認め印、口座番号のわかるものを持参のうえ、保険年金グループまで申請してください。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

子ども手当の現況届の結果

6月中に子ども手当の現況届を提出した方について審査を行い、受給資格がなくなつた方には、通知をします。なお、まだ現況届を提出していない方は至急提出してください。

※4月、5月に認定請求などの手続きをされた方は、現況届の提出は不要です。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

障がい児生活訓練(のびのびはりま) スタッフ募集

障がいのある小学生を夏休み期間の日に預かり、子どもたちの交流などを目的として、日常生活や社会生活の訓練、レクリエーションなどを通して生活訓練を行います。

社会福祉協議会では、この事業をともに運営していただけるスタッフを募集します。

▼募集期間 7月21日(水)～8月27日(金)のうち、月・水・金曜日の午前9時～午後4時(週3日 計15回程度 その他説明会など)

▼対象 学生、保育士、ヘルパー、看護師など(交通費はありません)

▼日給 5千250円

▼募集人数 若干名

▼締切 7月6日(火)

▼申込み・問合せ

播磨町社会福祉協議会 ☎079(435)1712



▲おやつづくりの様子